

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和4年3月22日（火）
午後1時30分～午後2時56分
場 所：防災コミュニティセンター205会議室

出 席 者：教育長 菅沼浩行 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者：富士川参事、青木社会教育課長、大滝図書館長、二見美術館副館長
高橋学校教育課副課長、石井指導主事、川瀬係長、菅沼係長
西山係長、岸岡主査、小田主任主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和4年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。会議に入ります前に、諸般の報告をさせていただきます。すでに新聞等でご存知とは思いますが、湯河原町土肥にお住いの深澤里奈子氏が、小松委員の後任として、3月15日の町議会定例会にて、全員賛成により同意されましたので、ご報告いたします。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。以上で、報告を終わります。

それでは、会議に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、小松委員、貴田委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それではまず、非公開とする案件につきまして、お諮りします。（1）議決事項 議案第45号 令和4年度湯河原町育英奨学金奨学生についてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。次に、議案第58号 教職員の人事についてにつきましては、人事に関する案件でございます。この2件について、会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開とさせていただきます。

議事録の承認

令和4年2月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和4年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

菅沼管理係長 お手元の令和4年2月教育委員会定例会議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和4年2月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和4年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第40号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第40号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

二見美術館副館長 議案第40号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第40号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について 説明)

・新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、押印の見直しを図るもの

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第40号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規程の整備に関する告示の制定について

菅沼教育長 次に、議案第41号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規程の整備に関する告示の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

二見美術館副館長 議案第41号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第41号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規程の整備に関する告示の制定について 説明)

・新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、押印の見直しを図るもの

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第41号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について

菅沼教育長 次に、議案第42号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

二見美術館副館長 議案第42号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第42号 湯河原町教育委員会における押印廃止に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について 説明)

・新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、押印の見直しを図るもの

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第42号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 湯河原町教育委員会事務局における組織見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

菅沼教育長 次に、議案第43号 湯河原町教育委員会事務局における組織見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第43号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第43号 湯河原町教育委員会事務局における組織見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について 説明)

・町立図書館及び美術館における組織の見直しを行い、当該施設の管理等の合理化及び迅速化を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。補足させていただきます。新旧対照条文の第1条関係のところなのですが、「館長」という職を削るということと、次ページの職の設置及び職務のところ、改正後は「課長、担当課長、副課長、館長、主幹」となること、第3条関係では、「図書館の管理係、図書係」とあったものを「管理係」とすること、分掌事務を管理係1つにまとめるというものです。課長は6級職でしたのが、副課長・副館長クラスを館長として、当然職務は館長職をしていただきますので、それを変えたことによって、社会教育課長に現場での判断を仰ぎにこななければいけないかと言ったら、そういうことではありません。ただ、予算的な執行権は課長にありますので、来なければいけないという部分はありますけど、通常の館の管理運営は館内で処理できることになります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第43号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について

菅沼教育長 次に、議案第44号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第44号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第44号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について 説明)

・町立図書館及び美術館における組織の見直しに伴い、規程に改正を要するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第44号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 湯河原町指導主事の任命について

菅沼教育長 次に、議案第46号 湯河原町指導主事の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町指導主事の任命について 説明)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第46号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第47号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・学校教育の指導充実及び振興を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第47号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第48号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第48号を
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について
を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第49号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱につ
いて 説明)

- ・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第49号を
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命についてを議題といた
します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第50号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命について 説明)

- ・教員等の資格を有し、知識や経験が豊かで業務の遂行に適すると認められる者の任
期満了に伴うもの

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第50号を
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第51号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第51号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第52号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第52号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第53号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴い、湯河原町社会教育委員条例第4条の規定により

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。2年前には十何名の方が出てこられたんですが、事務手続き上、まだ書類提出されていない方がいらっしゃいますので、

申し訳ないんですが、4月になってしまうかも知れませんが、追加で出させていただきます。今回お諮りするの、この5名の方の委嘱についてでございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第53号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 賛成者挙手

菅沼教育長 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 湯河原町青少年指導員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第54号 湯河原町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。なお、本議案につきましては、貴田委員の関係者がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、貴田委員はこの議事に参与することができませんので、貴田委員の退席を求めます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第54号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第54号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・任期満了に伴い、湯河原町青少年指導員設置要綱の規定により

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第54号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。では、貴田委員の入室をお願いします。

議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第55号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について 説明)

- ・任期満了に伴い、湯河原町文化財保護条例第13条の規定により

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第55号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第56号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第56号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第56号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・湯河原町生涯学習推進員設置要綱第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第56号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。なお、本議案につきましては、貴田委員の関係者がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、貴田委員はこの議事に参与することができませんので、貴田委員の退席を求めます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 議案第57号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴い、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第57号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。貴田委員の入室を

お願いします。

(2) 協議事項

協議第59号 令和4年度「湯河原町人権教育月間」について
菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第59号 令和4年度
「湯河原町人権教育月間」についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明
をお願いします。

高橋学校教育課副課長 協議第59号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第59号 令和4年度「湯河原町人権教育月間」について 説明)

・各学校の実態・状況や、児童・生徒の発達段階に応じて、人権教育に係る取り組み
の実施

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。何か
質疑はございますか。

小松委員 表現についてなんですけれども、「町立各学校では、各学校の」というところ
で、「各」が重なってしまうので、あとの部分については、「それぞれの」とかに変え
た方が読みやすいかなと思いました。取り組み例については、「学級活動等で人間関
係づくりの内容を実施する」のところですが、学校ですので、「友達づくり」にした
方がやわらかいかなと思いました。学校において、「人間関係づくり」という言葉
を使うことが基本となっているなら、それはそれでいいんですけど。

それから、「相手のことをおもんばかって」とありますが、「思いやって」の方がや
わらかい感じがするかなと思いました。以上3カ所です。

高橋学校教育課副課長 検討させていただきます。

菅沼教育長 この場で案はありませんか。

高橋学校教育課副課長 1点目につきましては、「各」が重なっておりますので、あとの
部分については、「それぞれの」と直させていただきます。2点目の「人間関係づく
り」も少し硬い感じがいたしますので、「友達づくり」の方がよいと思います。3点
目につきましては、やはり「思いやって」の方が適していると思います。ありが
うございます。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第59号を
挙手により採決いたします。本案は、ご指摘のとおり修正させていただくことで、賛
成の方の挙手を願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は修正の上、決定いたしました。

協議第60号 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂(案)につ

いて

菅沼教育長 次に、協議第60号 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

岸岡主査 協議第60号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第60号 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂(案)について 説明)

・食物アレルギー児対応学校給食の実施にあたって

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。この網掛けのところが変わったところですか。

岸岡主査 そうです。

菅沼教育長 その部分を説明してください。

岸岡主査 (改訂箇所 説明)

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 私は看護師なので、もし緊急のことが起こった場合について、質問させてください。まず教職員の方は、たとえば消防に来てもらっての緊急時の対応とか蘇生法とか、そういう研修は定期的に受けていますか。

岸岡主査 アレルギーに対してはエピペンの打ち方や、どのような人を呼んでくるとか、消防の人を誘導するとか、そういう係を決めて対応するという練習はしております。

小松委員 もう1つ、7ページの「教職員C 記録」というところですが、記録の書式はありますか。

岸岡主査 あります。

小松委員 わかりました。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第60号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第61号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見(案)について

菅沼教育長 次に、協議第61号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二見美術館副館長 協議第61号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第61号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見(案)について 説明)

・町立湯河原美術館と当該旅館の距離が概ね100m以内の距離であるため、旅館業

法第3条第4項の規定に基づくもの

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。たしか、ここは町の景観条例か何かの網がかかっていたと思います。ですから、この地域はたぶん自由な設計はできなくて、景観に配慮した建物しかできないはずで、法律は法律として、意見照会が来ているということですね。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第61号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第62号 令和4年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について

菅沼教育長 次に、協議第62号 令和4年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

高橋学校教育課副課長 協議第62号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第62号 令和4年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について 説明）

・研修事業、会議・協議会、足柄下郡教育課題研究協議会 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 研修事業の1・2の郷土研修についてです。先日届いた退職教員の通知の中に、西湘地区教員の会で、昨秋湯河原に来たということがありました。光風荘、奥湯河原の重光 葵さんの記念館を見学することによって、平和の大切さを改めて知ることができたということです。そのとき、町部局が特別な計らいをしてくれて、ありがたかったといった意見がありました。いま湯河原自体は、様々な歴史的な舞台でもあるし、自然を生かした様々な施設もあると思います。ぜひ、新しく来られた先生方には、そういった部分からも湯河原を理解していただきたいという思いで、この研修は大変でしょうけど、ぜひやっていただきたいと思います。

菅沼教育長 光風荘は入っていますが、重光さんのところは、なかなか奥湯河原ですね。光風荘は観光ボランティアの方が説明してくださっています。他に質疑はございませんか。

山田委員 ここに入るべき事業かわからないんですが、GIGAスクール的なものの研修というのは入らないんでしょうか。

高橋学校教育課副課長 ICTに関わる研修と言いますか、令和4年度で考えておりますのは、令和3年度に行いました、情報担当者会議というものを、令和4年度も引き続きやっていきたいと考えておりますが、こちらには記載されておられません。

山田委員 もう少し手厚く、頻繁にあってもいいのかなと思います。

菅沼教育長 研修という形でもいいのかも知れませんが、今年、吉浜小学校が2～3回、東台福浦小学校も2～3回行っています。それはそれぞれの学校の研修ということで、全体でやってもいいんですが、来年度もやろうかなとは思っております。

石井指導主事 各校で校内研究というのを、年に3回から4回講演をするんですけども、来年度は皆、GIGAをやるということになっています。なので、そこで各校がやって、先ほど話があった主任が集まる研修で、こういうことをやっているということをお互いに情報共有するという計画になっていると思います。

山田委員 今年度は学校ベースだったので、湯小と湯中はやらなかったのが、大きく差が出てしまったのかなと思います。学校ベースのものと、教育委員会としては、各校全部に万遍なくその機会が行くように、両方からできるといいなと思います。

菅沼教育長 研修計画という意味合いでなくてもいいと思います。事務局が率先して、各校に同じような研修計画を立ててほしいということです。少しずつ近づけていただければと思います。

他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第62号を挙手により採決いたします。あくまで事業計画(案)、内容的に決まっていない部分がございますが、現在のこの案について、賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第63号 令和4年度校外体験学習推進事業(案)について

菅沼教育長 次に、協議第63号 令和4年度校外体験学習推進事業(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 協議第63号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第63号 令和4年度校外体験学習推進事業(案)について説明)

・稚鮎の放流体験、子どもふれあい農園(茶摘み体験)、温泉入浴体験

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第63号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第64号 令和4年度社会教育事業計画(案)について

菅沼教育長 次に、協議第64号 令和4年度社会教育事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第64号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第64号 令和4年度社会教育事業計画（案）について 説明）

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第64号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第65号 令和4年度図書館事業計画（案）について

菅沼教育長 次に、協議第65号 令和4年度図書館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

川瀬管理係長 協議第65号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第65号 令和4年度図書館事業計画（案）について 説明）

・一般対象事業、子ども対象事業、ブックスタート・セカンドブック 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第65号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 賛成者挙手

菅沼教育長 賛成多数。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第66号 令和4年度町立湯河原美術館事業計画（案）について

菅沼教育長 次に、協議第66号 令和4年度町立湯河原美術館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二見美術館副館長 協議第66号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第66号 令和4年度町立湯河原美術館事業計画（案）について 説明）

・展覧会、アトリエ公開事業、夏休み事業、イベントの開催 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。直接的ではないんですが、伊藤

影耳先生のお手紙の件はどうなるんですか。

二見美術館副館長 国の文化庁の要綱が出ていないので、それが出次第、先生と相談して、学校の方に相談したいと考えております。

菅沼教育長 やる方向の前に、こういう話があるよということを学校に打診した方がいいんじゃないですか。令和4年度内にしなくてもいいんですが、伊藤先生がああいうお手紙をくださっているんだから、つながりをずっと持つておかないと失礼になるから、その辺はやっていただきたいと思います。この事業に載せろという意味ではないです。

二見美術館副館長 わかりました。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第66号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第67号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第67号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第67号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第67号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

- ・第44回 子どもまつり 子どもの遊びにとって必要な「仲間・空間・時間」を取り戻す年1回の創造例会

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第67号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。町側の会議にかけて、承認手続きに入っていきたいと思います。

(3) 報告事項

ア 令和3年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について

菅沼教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。ア 令和3年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について、事務局から報告をお願いします。

高橋学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、ア 令和3年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について 説明)

・現状、目的・ねらい、具体的方策、留意点、振り返り・評価

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

イ 令和4年度湯河原町学童保育所入所児童について

菅沼教育長 次に、イ 令和4年度湯河原町学童保育所入所児童について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、イ 令和4年度湯河原町学童保育所入所児童について 説明)

・令和4年3月15日現在

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

ウ 令和4年度湯河原町放課後児童健全育成事業運営委託業務について

菅沼教育長 次に、ウ 令和4年度湯河原町放課後児童健全育成事業運営委託業務について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課係長 令和元年10月から、本町学童保育所の運営につきましては、民間事業者への委託をしておりますが、その契約期間が3月31日をもって満了となります。新たに事業者を選定する必要があるため、事業者の募集を行ったところ、現受託者であるシダックス大新東ヒューマンサービスと、こちら新規になりますが、明日葉という会社の2社から応募がございました。先般、業者の選考委員会を開催しまして、その2社においてプレゼンテーションを行い、各選考委員からの評価の結果、明日葉が優先交渉事業者として決定し、4月からの新たな委託業者となりましたので、ご報告いたします。

また、現在お勤めの支援員に継続の意向を確認したところ、全員が継続して働きたいとの意思を示しております。現在、シダックスと明日葉との間で、委託業務の引継ぎを行っているところでございます。

なお、参考といたしまして、近隣市町において、小田原市、南足柄市、山北町が現在、明日葉との運営委託契約を結んでおりまして、小田原市鴨宮、また三島市の駅付近に明日葉は事業所を構えているということで、万一不測の事態が発生したときに、早期の対応ができるということが期待されているところでございます。

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

菅沼教育長 次に、(4) その他に入らせていただきます。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 それでは、令和4年4月1日以降の教育長の職務代理者の指名を、この場でさせていただきます。令和4年3月31日をもって退任される小松委員の後任として、令和4年4月1日から、教育長職務代理者に貴田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

貴田委員 教育長職務代理を拝命させていただきます貴田です。すごく責任のある職務だと思っておりますので、気を引き締めて邁進してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

菅沼教育長 よろしくよろしくお願いいたします。以上をもちまして、秘密会を除くすべて終了いたしました。